身分証明書
別名：ウールド・アハメド、アブドラ（Ould Ahmed, Abdoullah）
マリID番号：073／SPICRE
発行日：2011年12月6日
発行地：Essouck、マリ
出生地：アネフィフ、マリ
別表のⅡの14．中「出生地：アル・ベイダ、リビア」の後に「推定される状況・居住地：アルジェリア」を加え、「トリポリに」から「支配。」までを削除する。
別表のⅡの15．中「ズリティニ、アブドルハフィーズ（ZLITNI, Abdelhafiz）」を「ズリティニ、アブドルハズィーズ（ZLITNI, Abdelhaziz）」に改める。

○財務省告示第百六十五号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第五条第三号、第四号、第六号、第七号、第八号及び第九号の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十五年五月二十四日
財務大臣　麻生　太郎

第一条第二号中「六月以上」の下に「（令第五条第九号に規定する教育施設への入学条件を満たすことを目的として修学する教育施設のうち、令第五条第三号、第四号、第六号、第七号、第八号又は第九号に規定するものにあっては、三月以上）」を加える。

○厚生労働省告示第百七十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年五月二十四日
厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第23部として次のように加える。

第23部　追加用薬価（19）

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
アコファイド錠100mg	100mg 1錠	36.20
（い）		
イノベロン錠100mg	100mg 1錠	79.70
イノベロン錠200mg	200mg 1錠	130.40
（お）		
オングリサ錠2.5mg	2.5mg 1錠	110.20
オングリサ錠5mg	5mg 1錠	166.00
（す）		
スチバーガ錠40mg	40mg 1錠	5,424.30
（せ）		
セルヤンツ錠5mg	5mg 1錠	2,539.00
（の）		
ノウリアスト錠20mg	20mg 1錠	760.70
（れ）		
レグテクト錠333mg	333mg 1錠	50.10

注射薬追加用薬価（19）

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
アクテムラ皮下注162mgオートインジェクター	162mg0.9mL 1キット	38,200
アクテムラ皮下注162mgシリンジ	162mg0.9mL 1筒	38,056
アーゼラ点滴静注液100mg	100mg 5mL 1瓶	27,590
アーゼラ点滴静注液1000mg	1,000mg50mL 1瓶	267,502
（え）		
エボルトラ点滴静注20mg	20mg20mL 1瓶	140,248
（の）		
ノーモサンダ点滴静注250mg	250mg10mL 1管	101,273
（ふ）		
プラリア皮下注60mgシリンジ	60mg 1mL 1筒	28,482
（ほ）		
ボルベン輸液6％	6％500mL 1袋	970
（め）		
メトレレプチン皮下注用11.25mg「シオノギ」	11.25mg 1瓶	33,877

外用薬追加用薬価

品名	規格単位	薬価円
（ね）		
ネオキシテープ73.5mg	73.5mg 1枚	189.40

○厚生労働省告示第百八十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年五月二十四日
厚生労働大臣　田村　憲久

第十第一号中「及びセルトリズマブペゴル製剤」を「、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤及びメトレレプチン製剤」に改める。

○厚生労働省告示第百八十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年五月二十四日
厚生労働大臣　田村　憲久

別表第九中「セルトリズマブペゴル製剤」を「セルトリズマブペゴル製剤　トシリズマブ製剤　メトレレプチン製剤」に改める。